ヘルプマークと ヘルプカードの ^{配 布 を 開 始 し ま す}

ヘルプマークとは

がいた。はいりょうでのよう 接助や配慮を必要としていることが外見からはわかりにくい方が、ヘルプマークを持つことで周囲の方に配慮を必要としていることが明していることを知らせ、援助や配慮を受けやすくするものです。

配布の対象者は外見からはわかりにく たたがよう かた にんしんしょき い障がいのある方や難病の方、妊娠初期の かた 方などです。

「ヘルプマーク」を身に着けた方を見かけたら 電車やバスなどで席をゆずることや 活動っているようであれば、声をかけるなど、 思いやりのある行動をお願いします。



ヘルプカードとは

です。「手助けが必要な人」と「手助けできる人」を結ぶカードです。

「ヘルプカード」の提示があったら まいがい きんきゅう!:

災害や緊急時にはカードに記載されたはいりょうでです。 内容の手助けなどの配慮をお願いします。

ヘルプマークを希望する方は、社会福祉課地域福祉係で申込みください。ヘルプカードは窓口での配布のほか、北海道のホームページにも様式を掲載していますので、ご自身で印刷し、ご利用ください。

問合せ 社会福祉課地域福祉係 ☎ 32-2216

【予告】平成30年4月から「Yahoo!ウォレット」で 市税と料金の一部を納められるようになります。

市では平成28年4月から市税や料金などのコンビニ収納を始めました。さらに平成30年4月からは、インターネット会社のサービス「Yahoo!ウォレット」を活用して、お手持ちのスマートフォンから、次の市税・料金を納められるようになります。

- 市道民税
- 固定資産税
- 軽自動車税 国民健康保険税
- 後期高齢者医療保険料
- 介護保険料

利用にはインターネットを通じて「Yahoo!ウォレット」の登録が必要です。注意書きをよく読み、十分に理解されたうえで登録してください。 ※市では登録に関するお問い合わせは受け付けておりません。

◎市有財産貸付料の納付は忘れずに

市では、土地や建物を、賃貸借契約を締結し貸付します。

土地貸付料及び建物貸付料は、お 手元に送付した納付書により、納期 限までに必ず納付しましょう。なお、 著しく不誠実な滞納者と判断した場合には、賃貸借契約の解除や行政 合には、賃貸借契約の解除や行政 かありますので、ご注意願います。特別な事情により貸付料の納付が困難な場合は、分割納付などもできまた、 の氏名や住所などに変更があす。 受人の氏名や住所などに変更があったときや、貸付財産を市に返還けった。 たとするときは、すみやかに届け出をしてください。

契約管財係 232-2212

市 税 等 収納向上

information

問合せ 納税係 **☎**32-2219

今月の納付

● 市道民健康保険税 7期● 後期高齢者医療保険料 7期

医療費控除が大きく変わります!

●医療費の領収書の提出が不要になりました

これまで医療費控除を適用する方には医療費の領収書を提出していただいていましたが、平成30年度(平成29年分)の申告からは領収書の提出が不要となりました。代わりに「医療費の明細書」(新様式)を作成していただく必要があります。この医療費の明細書の作成が困難な方につきましては医療費の確認のため、領収書をご持参願います。

領収書は確認の後、お返しすることになります。お返しした領収書は 自宅で5年間の保管をしていただく 必要がありますのでよろしくお願い します。

●医療費の通知書(お知らせ)が使えるようになりました

これまでは使うことができなかった医療費の通知書(お知らせ)が添付書類として認められるようになりました。この通知書を添付することにより前記の「医療費の明細書」への記入を省略することができます。

●セルフメディケーション税制の創設

一年間の医療費が10万円を超えていなくてもこの特例を適用することにより医療費控除が受けられるようになりました。対象は健康診査、がん検診、予防接種、定期健康診断、特定健康診査など、健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行っている方で、検診などにかかる費用とOTC医薬品の購入額の合計が12,000円を超えている場合に限ります。なお、控除の上限は88,000円となります。

※セルフメディケーション税制を適用すると従来の医療費控除は受けることができませんのでご注意ください。

給与支払報告書の提出に ついて

平成29年分給与支払報告書の提出 期限は、平成30年1月31日となって います。給与支払報告書は、給与所得 者にとって市・道民税の申告書にか わる重要な書類となりますので、必 ず期限までに提出をお願いします。

申告のお知らせ

問合せ

市税係 232-2219

「医療費のお知らせ」について

年6回、世帯主の方へ国民健康保 険で診療を受けた医療費の額をお知 らせしています。

医療費のお知らせには、受診者、診療年月、医療機関などの名称、入院・通院の別、入院・通院の日数と医療費などの総額(自己負担額と国保が負担した額の合計)が記載されています。

通常、受診時に窓口でお支払いただく自己負担額は、総医療費の3割~1割ですが、それ以外の部分(7割~9割)は、加入者の皆さんにお支払いただいた国民健康保険税や、国からの交付金などで賄われています。医療費通知の内容を参考に、医療費負担のしくみや健康について理解を深めていただき、国民健康保険事業

の健全な運営にご協力ください。

また、医療機関などからの請求内容に誤りがないかを確認していただくための参考資料としてご利用ください。

なお、後期高齢者医療制度に加入されている方は、9月と3月の年2回、北海道後期高齢者医療広域連合から「医療費通知」を発行しています。 ※診療内容の審査などの都合上、一部の受診記録を記載していない場

合があります。

医療保険

information

問合せ 医療保険係

2 32-2214